

平成 30 年 3 月 31 日
(平成 29 年 12 月 19 日一部改定)

運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

有限会社 橘観光バス

弊社は、輸送の安全が事業の根幹であることを深く認識し、お客様が安心してご乗車できますよう全社一丸となって日々の輸送の安全の確保と法令遵守を徹底し、絶えず安全の向上に取り組めます。

●輸送の安全に関する基本的な方針

1. 全社員が、輸送の安全を最優先に考え行動します。
2. 関係法令・社内規制を遵守し、安全の維持・向上に努めます。
3. 安全に関する輸送の取り組みは、現状に満足せず常に見直し改善していきます。
1. 安全運転、安全管理の徹底を、社員一同で目標とします。
2. 全事故＝オール0を継続し、達成します。(現在事故実績0)
3. 関係法令に基づく社内規定の遵守、並びに定期的な教育を行います。
4. 教育の年間計画を実施します(ドライバー個別指導・講習会・避難訓練・乗客の安全誘導)

●輸送の安全に関する目標(平成 29 年度)

●自動車事故報告

事故発生状況

人身事故	0 件
物損事故	0 件
車内事故	0 件

●自動車事故報告規則に規定する統計

平成 29 年 報告事故 0 件

	管轄区域内	全国
交通事故件数	0	0
重大事故件数	0	0
死者数	0	0
負傷者数	0	0

備考 1. 交通事故とは、道路交通法（昭和 23 年法律第 105 号）第 72 条第 1 項の交通事故をいう。

備考 2. 重大事故とは、自動車事故報告規則（昭和 26 年運輸省令第 104 号）第 2 条の事故をいう。

平成 28 年 報告事故 0 件

平成 27 年 報告事故 0 件

●平成 29 年度 輸送安全に関する目標達成の状況

1. 無事故無違反を 0 達成しました。
2. 速度超過違反 0 達成しました。（乗務員全員違反無く、引き続き安全運転を心がけ次年度も目標を達成できますよう指導してまいります。
3. 安全運転の向上について
乗務日報乗務記録 ドライブレコーダー 社内監査等 社長と乗務員のミーティング研修にて、より深い安全運転の認識を確認致しました。
今後とも社内での研修 機械類を活用し定期的に教育指導を継続していきます。

●輸送の安全に関する取り組み

1. 年間教育計画に基づく乗務員安全教育・訓練・運転技術向上の研修会
2. 乗務員の健康維持・疾病等が起因する事故防止対策
3. ヒヤリハット情報などの輸送の安全に関する意見交換会を開催する。
4. ドライブレコーダーの映像・デジタル式運行記録計の運行記録計を活用した指導・教育・管理
5. 定期的に、社長と乗務員の意見交換
（輸送の安全に関する問題改善・車庫内の問題改善・事務所内の問題改善等 による意見交換。）
6. 点呼時に輸送の安全の方針・目標を唱和・携帯カードの携行。

●その他安全に関する取り組み

○デジタルタコグラフ

運行状況の記録に加え、乗務員指導への活用のため、導入を促進しています。

○GPS による位置情報サービス

事務所内の運行管理者と乗務員の連絡をスムーズにし、安定した通信環境



有限会社橘観光バス安全管理規程

目次

- 第一章 総則
- 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
- 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
- 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第二十二條の二の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の一般旅客自動車運送事業に係わる営業活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に



(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。

3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。

4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

一 安全統括管理者

二 運行管理者

三 整備管理者

四 その他必要な責任者

2 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括責任者が病気等を理由に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の五に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。

二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。

三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。



(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。



(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について毎事業年度の経過後百日以内に外部に対し公表する。

2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを3年間保存する。

3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法については、安全統括管理者の命を受けた者が管理する。

●安全への取り組み



車庫の屋根 脇 後退時の車庫内事故防止のためにライトを設置しました。



雪道訓練



研修会参加



朝礼コンテスト参加



講習会参加



社内会議の実施



社内ミーティングの実施



運転者教育年間実施計画

- ・営業所名：本社営業所
- ・対象者：運転者
- ・計画期間：平成29年4月1日～平成30年3月31日

月	教育・指導項目 【※指導監督指針項目に準拠】	運転者教育の内容
4月	① バスを運転する心構え	・春の全国交通安全運動について ・バス事業の社会的役割・使命等
5月	② バスの運行の安全、乗客の安全を確保するために遵守すべきこと	・バス運行に係る法令等
6月	③ バスの構造上の特性	・バスの特性に合わせた運転等
7月	④ 乗車中の乗客の安全を確保するために留意すべき事項	・夏の事故防止運動 ・急発進、急加減速、急ハンドル等の禁止等
8月	⑤ 乗客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項	・乗降時の注意事項等（後続車の確認・乗降時のステップの設置など）
9月	⑥ 運行路線・経路における道路及び交通の状況	・秋の全国交通安全運動 ・運行経路の再確認と事故多発地点の周知 ・夕暮れ時の早めのライト点灯運動実施
10月	⑦ 危険の予測及び回避	・緊急時における対応方法
11月	⑧ 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法	・適性診断の結果を踏まえた、個人面談の実施 ・ドラレコ映像による、指差呼称、安全呼称、SAでの死角など。
12月	⑨ 運転者の運転適性に応じた安全運転	・飲酒運転根絶強化月間について ・年末年始の自動車輸送安全総点検
1月	⑩ 健康管理の重要性 ・異常気象時における対処方法	・健康診断の受診、実施状況の確認 ・健診再検査者との個人面談を実施 ・雪道での安全運転について
2月	⑪ 安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法 ・危険予測及び回避	・運転支援装置に係る事故事例、性能、留意点 ・バスジャック事件対応 ・外部講師を招いての安全マネジメント講習の実施
3月	・非常用信号用具・非常口 ・消火器の取り扱い・救命救急	・消火器や非常口の再確認

※『旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針』に定める指導及び監督をしなければならない11項目は以下の通り。

①バスを運転する心構え、②バスの運行の安全、乗客の安全を確保するために遵守すべきこと、③バスの構造上の特性、④乗車中の乗客の安全を確保するために留意すべき事項、⑤乗客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項、⑥運行路線・経路における道路及び交通の状況、⑦危険の予測及び回避、⑧運転者の運転適性に応じた安全運転、⑨交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法、⑩健康管理の重要性、⑪安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法